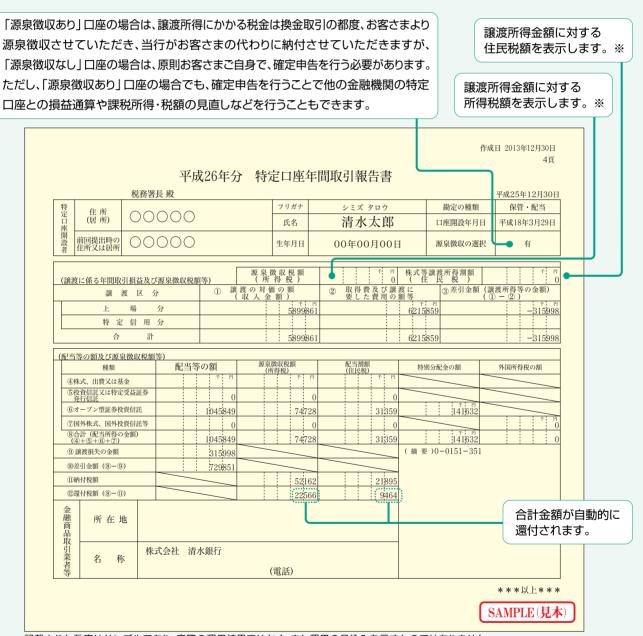
特定口座

☞ 「特定口座 年間取引報告書」 の見方は?

特定口座を開設し、「源泉徴収あり」を選択されているお客さまのみに換金・償還(譲渡取引)が行われた都度、その譲渡損益および1月からの累計損益をご報告するものです。確定申告する際に添付資料としてご利用いただくことができます。

- 1年間の取引がなく特定口座への分配金の受け入れもない場合は作成されません。
- 1年間の途中で特定口座を閉鎖した場合、閉鎖月の翌月に郵送されます。



記載された数字はサンプルであり、実際の運用結果ではなく、また運用の見込みを示すものではありません。

換金時における利益は、課税の対象となります。

※詳しくは、投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。 ※税制が改正された場合等は、前記の内容が変更になることがあります。 ※税務上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。 ※復興特別所得税の追加課税により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、所得税額×2.1%が適用されています。

⑤ 「特定口座 年間取引報告書」の見方は?

「特定口座年間取引報告書」に同封されて「特定口座お取引等の明細のお知らせ | および「配当等の交付状況 | も送付されます。

この合計額は、特定口座年間取引報告書の②「取得費及び譲渡に要した費用の額等」と一致します。 当初購入する際に要した金額(取得価額)が、この合計金額と一致しないのは、「元本払戻金(特別 分配金)」が発生し、個別元本が修正され、取得単価*が減額されたためです。

※ 取得単価= 個別元本+購入時手数料+消費税等



記載された数字はサンプルであり、実際の運用結果ではなく、また運用の見込みを示すものではありません。

[源泉徴収の選択:(無)]をお選びいただいているお客さまは、特定口座への分配金受入れを行っていないため、「配当等の交付状況」の記載はございません、